

議案第7号

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令が改正されたことを踏まえ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給において自然災害による死亡であるかの判定が困難な場合などに審査する組織として審査委員会を設置するとともに、償還金の支払猶予や償還免除を判断するに当たり災害援護資金の貸付けを受けた者から報告を求めることができる規定の整備その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

取手市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで（略）</p> <p>第5章 雑則(第16条・<u>第17条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第13条，第14条第1項及び第16条並びに令第8条，第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p>(災害弔慰金支給審査委員会)</p> <p>第16条 <u>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため，取手市災害弔慰金支給審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>審査委員会は，委員5人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。</u></p> <p>(1) <u>医療又は保健福祉に関し優れた識見を有する者</u></p> <p>(2) <u>法律に関し優れた識見を有する者</u></p> <p>(3) <u>市の職員</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる者のほか，災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議に必要と市長が認める者</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章から第4章まで（略）</p> <p>第5章 雑則(第16条)</p> <p>付則</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>償還免除，一時償還，違約金及び償還金の支払猶予については，法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 雑則</p>

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第17条 (略)

付 則

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例)

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。

2 (略)

第16条 (略)

付 則

(東日本大震災に係る災害援護資金の貸付けの特例)

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。

2 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から消防団の部まで		(略)	(略)
政治倫理審査会	会長	日 6,700	(略)
	委員	(略)	(略)
特別職報酬等審議会の部から統計調査員の部まで		(略)	(略)
民生委員推薦会	委員長	(略)	副市長
	委員	(略)	(略)
障害者給付審査会の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名		報酬額(円)	旅費の額 (相当する職)
教育委員会委員の部から消防団の部まで		(略)	(略)
政治倫理審査会	会長	日 6,700	(略)
	委員	(略)	(略)
特別職報酬等審議会の部から統計調査員の部まで		(略)	(略)
民生委員推薦会	委員長	(略)	副市長
	委員	(略)	(略)
災害弔慰金支給審査委員会	会長	〃 17,000	〃
	委員	〃 16,000	〃
障害者給付審査会の部から体育施設運営委員会の部まで		(略)	(略)